

市長記者会見記録

日時：2017年 7月18日（火）14時00分～14時52分

場所：第3庁舎18階 講堂

議題：市政一般

<内容>

《リエカ市姉妹都市提携40周年記念事業について》

司会： それでは、ただいまより市長記者会見を始めます。本日は、市政一般となっております。

それでは、福田市長、ご登壇願います。

質疑の進行につきましては、幹事社様、よろしく願いいたします。

幹事社： 幹事です。よろしく願いします。

市長： 願います。

幹事社： 私からは2点。1点目がリエカ市の訪問について。所感、振り返りと、あと、それを今後どのように施策に生かしていくのかというあたりをお聞かせください。

市長： まず、リエカと、今回、ザルツブルク、両方訪問してきたんですが、40周年ということで、市役所の前の通りに常設されている掲示板というか、写真パネルをいっぱい張れるところがあるんですが、そこに川崎市の、どういう町かというのを紹介していただいた写真、市民の皆さんが撮っていただいた写真みたいなものをたくさん掲示していただいて、期間中に、わずか1日半ぐらいの滞在だったんですが、この期間の間にも市民の皆さんが非常に興味深く川崎の街並みを見ていただいたというのも1つの大きな成果だったと思いますし、また、40年を節目に、向こうの市長さんともこれからもさらに交流を、一番古い姉妹都市でありますので、リエカ市にとっても川崎が一番古い姉妹都市ということでもありますので、引き続き、文化、芸術面含めて、いろんな形で、教育関係も含めてですね、いろんな連携をしていきたいと思います。話をさせていただきました。非常にいい交流になったと思います。

それから、ザルツブルクのほうは植樹という形で、ザルツブルクのミラベル宮殿の目の前という大変すばらしい立地のところに川崎市の銘板もつけて、川崎市民からという形で植樹もさせていただいたので、多く訪れる市民の皆さんや、あるいは国内外からの観光客の皆さんにも、あそこは必ず通るところですので、非常にいい川崎市との友好のあかしができたのではないかと思いますし、ザルツブルクの音楽祭のシュタ

ッドラー総裁とも、大変いいご提案もたくさんいただきましたので、音楽交流についてもさらにその成果をつなげていきたいと思っています。

以上です。

《職員の不祥事について》

幹事社： もう一点は、市の職員の痴漢の案件、小学校の職員は市長部局ではないんですが、いわゆる市の職員が続けて痴漢で逮捕されたり、懲戒になったりというあたりで、何か、どのように引き締め策と、痴漢ってなかなか難しいかと思うんですが。

市長： 痴漢だけではなく、最近新聞を、私どもが発表しているからなんですけれども、新聞で見ますと、ほんとうに多く不祥事案件、文書管理も含めて、そういった関係が非常に目について、これは市民の皆さんから見ると、市役所はどうなっているのかと、信頼性を著しく損なっていると思います。大多数の職員が非常に規範意識を持って職務に精励している中で、こういった一部の人間が起こす行動によって全体の信頼を失うという、この重大さについて、改めて今日の定例局長会議の中でもしっかりと引き締めるようにと指示をいたしましたし、繰り返しになりますが、地道にそのことをやっていかなければならないと、緊張感を持ってやっていきたいと思っています。大変申しわけなく思っております。

幹事社： どうぞ。

《ヘイトスピーチについて①》

幹事社： 幹事社から。

7月16日、一昨日のことなんですが、今までヘイトスピーチなどを行っていたと法務省から勧告を受けていたような主催者の団体が、デモを中原区で行うと予告をして、それで実際、中原区でデモが実施されたということがあるんですけども、それに対する受けとめについてお伺いできますか。

市長： 当日の内容については、職員が数名出ておりましたので、当日、その事前と事後についての報告を受けました。若干の混乱があったということを知っておりますので、その混乱については遺憾だとは思いますが。

いわゆるヘイトスピーチが行われたか行われなかったかというのは、私どもの職員が現認していないので、何ともそのことについてはちょっと申し上げる情報がないので、各新聞社さんの報道等を見て、どういう状況だったのかということを見るにとどまっているわけですけども、多少の混乱があったとはいえ、けが人だとか、そう

ということがなかったことはよかったですと思いますけれども。

幹事社： 今ガイドラインの策定など、ヘイトスピーチや人権に関する条例、施策を進めていますが、これに関して、16日のデモを受けて、改めてどういうふうに進めていくか、変わりは特にないでしょうか。

市長： 今回、いわゆるヘイトスピーチがあったかなかったのかということが確認できませんので、この事案についてどうのこうの、条例ということではないと思います。これまでも、いわゆる法令、新しい新法ができたことと、それから、これまでの人権施策協議会答申等を踏まえた取り組みというのを引き続きやっていきたいと思っています。

幹事社： わかりました。ありがとうございます。

幹事社からは以上です。

記者： 先ほど、混乱がなかったということについて、遺憾に思うというふうな言葉がありましたけど……。

市長： 混乱がなかった？

記者： 混乱がなかった、あ、多少の混乱があったということについて、ごめんなさい、遺憾に思うという言葉がありました。現実、私も取材、当日していましたけれども、大変ひどい状況でした。記事も書きましたけれども、ヘイトスピーチ解消法で、違法とされる排斥や侮蔑をするプラカードが多数掲げられていました。実際に、何よりも当事者が大変傷ついています。当事者は地獄を見たというふうに言っています。大変な人権侵害が、まさに川崎市内で、川崎市在住の主催者によって、川崎市の当事者たちが、多くの当事者たちが傷ついています。情報が、職員の方も、あの中で、あのデモの現場に追いつけなかったということは承知をしておりますけれども、既にあの現場の映像が多数、主催者と、あるいは抗議をしている市民の側から、両方から上がっています。

しかも、ちょっと長くなって恐縮ですけれども、既に予告されている段階から、あれはヘイトスピーチが流されているわけです、ブログを通じてですね、インターネットを通じて流されている。しかも、そこに何が書かれていたかという、去年、市長が判断されて、市民の安全と尊厳を守るために公園を貸さないという判断をされた、あのデモの続きをやると、やり直しをやるんだというふうに言っている、それはヘイトスピーチが目的だということが明らかです。実際にそれがあそこでなされた。その予告をされただけで当事者たちは大変傷ついていた。

実際にあの場で、私がさっき申しましたように、コールについてはね、確かに聞き取れなかった部分ではありますが、明白に侮蔑、侮辱する、排斥する、そのメッセージを発するプラカードが出ていた、あるいは、例えば具体的に挙げれば、1つは、のぼり旗で日本民族の領土だと、日本民族の領土というのぼり旗が出ているわけです。それは何を意味しているかという、それ以外の人たちが住むところではないという排斥のメッセージですよ、それを発信しているわけです。それが利用されているわけです。差別をあおるために利用されている。それは、もう具体的に、今YouTubeを見ていただければわかりますけれども、そのコメント欄には、もう既にゴキブリ朝鮮人はとっとと出ていけというふうなコメントなどが多数寄せられていますよ。

これは、やはりあのデモがヘイトデモであって、それによってあおられている、既に差別と差別の扇動効果はあらわれているんですよ。これがヘイトスピーチであるということを、地元の市民の安全と尊厳を守るべき自治体は、直ちにこの差別を否定する、打ち消す、非難する、そういうメッセージを出す必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

市長： 先ほども申し上げたとおり、私どもの市の職員が行っている中では、いわゆる現認できていないというのがありますので、そういった意味では、何をもって、かつ、各紙の報道にもありますけれども、いわゆるヘイトスピーチはなかったと報道されているところもありますし、いろんな受けとめ方があるんだと思います。

そのことについて、非常に拡大解釈して、これがヘイトスピーチなのではないかという形は非常に危険な行為だと思いますので、そこはしっかりと確認した上で、その必要があれば、いつでも適切な対応はとりたいと思います。

記者： まず、じゃ、どのように確認されるのかというのが1つと、やっぱり、この先のガイドラインにしてもそうですけれども、やはり情報の収集というところについては、いろんなネットを通じたり、彼らの発信、どういうふうに告知しているとか、そういうものを、それはネットを通じていろいろ幅広く、あるいは市民からの情報に基づいて判断していくということがうたわれているわけですよ、ガイドラインの中では。そういう意味では、現認されるだけでは、やっぱりなかなか、前後の文脈とか意図とかというのを確認することは難しいと思うんですね。

市長： そういったことも課題ではないでしょうか。要は、私どもが確認できる範囲というのはいくらまでなのかと。ただ、誰かがしっかりと公正、公平な立場で情報を確認しないと、あの人はどう言った、この人が見たということで、その適用をするとい

うのは、それはおかしいですから、そういった課題はあると思います。

記者： じゃ、今回の件については、どのように確認をされるおつもりですか。

市長： 今回のことについては、確認できなかったということであります。

記者： いや、それは、もちろん現認はできなかったけれども、いろんな情報がもう既に流れているわけですよね。それについて、もう既に出ていますけど、インターネットなどから、それを確認するおつもりはあるのかどうかということ。

市長： 1つの、それはツールだと思います。1つの参考の情報かとは思いますが、けれども。

記者： あと、拡大解釈とおっしゃいましたけど、そうすると、あそこの現場で傷ついて、涙を流して、地獄を見たというふうに言った、その被害はなかったということになるんですか。

市長： いや、それはみんな受けとめ方というのはあると思います。どの事象についてもいろんな受けとめ方があると思います。それは、必ずしも言っている側と受けとめている側が一致しないことというのは、これは今回のことだけにかかわらず、常にあることだと思いますので、それを行政としてどういうふうに公正に見ていくかというのは、これはいわゆる、それこそ何らかのガイドラインみたいな形で対応していかないと、恣意的な判断というものがあるはずだと、ゆえにガイドラインとかという話をしているわけであって、そういう一連の話だと私は思います。

記者： その当事者の受けとめについては、それはそういうふうに尊重すべきもの、尊重するというか、きちんと受けとめなければいけないものだというふうにお考えになられていますか。

市長： それは1つの、そうだと思います。ただ、その行為というもの、何ていうんですかね、いろんなことがありますよね。例えば、ちょっと例えが悪いかもしれませんが、私の笑顔が嫌だという方ってすごくいらっしゃるんですね、例えば。それが気持ち悪いと。私に対しての、何ていうんですかね、それは攻撃とみなすみたいな、そういう受けとめ方をする人もいることはいるんです。それは、ほんとうにいろんな方がいるなど。市長への手紙でも、ほんとうにさまざまな受けとめ方があるなど。それを注意しただけでも、それは攻撃とみなす方もいらっしゃるし、ほんとうに受けとめ方というのはものすごく難しいです。

記者： 受けとめの問題を言っているんじゃないなくて、人権が侵害されたかされていないか、差別が行われているのか行われていないのか、そこを問題にしているのか、ちょっと今の例えというのは……。

市長： それを受けとめ方のことだけでもって人権侵害だと認定するというのは、なかなかそれは難しい部分、あるのではないのでしょうか。

記者： でも、差別があったかどうかのジャッジしているいろいろありますけれども、やっぱり一番大切にしなきゃいけないのは、それがどういう被害を生んでいるか、それは別に意図は必ずしも問われないわけですよ。それは、私はそんなつもりがなかったからといって、それは差別じゃなかったということになりませんから。それは、やはり当事者がどういうふうを受けとめ、どういうふうに傷つけていたか、傷つけられたかということがやっぱり一番大切にされるべきだと思うんですね。今回のことについては、その意図だっちはっきり明らかなわけですよ。

市長： 当然、これは一般論で申し上げますが、差別する側、差別される側がいれば、差別されている側の人たちの思いだとかというのを尊重しなければならないのは当たり前だと思います。何度も記者さんには申し上げておりますが、基本的に、ヘイトスピーチというのは許されないものであることは間違いありません。

記者： それは、法律にもそう書いてありますからね。

市長： はい。このことについて、行政としてできることは何であるのか。それは恣意的な判断ではなくということが何よりも大事だと思います。誰からどう見ても、これは人権侵害であり、そして、いわゆるヘイトスピーチ解消法の目指すところの理念とはで、ヘイトスピーチというものに該当すると。それは、これはだめですよねというのが、誰が見てもという公正性を担保しないと、繰り返し言っているように、恣意的な判断が加わっては、この国は危ないと思いますから、そういう意味で厳正な取り扱いをしていかなくちゃいけないとは思っています。

記者： そこは私も全く大賛成ですし、ガイドラインについては大変すばらしい試みだと思っていますけれども、やはりそれをどういうふうに関心を集めていくかとかという問題もありますし、一方で、やはり今回の件というのは、デモという形、ヘイトデモですけれども、ああいう形をもって、まさに公共の空間が差別に利用されているわけですよ、そこを使ってそういうものが行われている。一部報道、もう既に悪利用していますけれども、自分たちはヘイトスピーチはしていないんだということを盛んに宣伝していますよ。それは自分たちの正当性をそうやって言い募っているわけですね、それは誤った考え方だと思いますけれども。

そういう意味では、今回、前回のように公園を借りなかった、公安条例に基づいて申請をして、それが通ったという意味では、それで差別が行われたという現実を踏まえれば、当事者はもちろん、差別に反対する市民の方々も言っていますけれども、や

はりヘイトスピーチ解消法だけでは限界があるのだ。ガイドラインだけでは、公園や市民館とかを貸さないというだけでは、やはりまだまだ全てをカバーし切れていない、十分じゃないという現実が今回の件で明らかになった。つまりは、やはり差別そのものを禁止する条例、あるいは法整備というものが必要なんだ、そういったものを求めていきたいという声が上がっています。そのことについて、どういうふうにお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

市長： 条例については、現在、研究中ということは、これまでも申し上げてきたとおりであります。もう一つ繰り返し申し上げていることとすれば、法律や条例ができたからといって、人の心まで縛ることはできないということです。ですから、将来的には、ほんとうに差別のない社会をつくっていくためには、そういった心を生まないような教育でありますとか、そういった地道な活動が、結果的には、長い道のりではありますけれども、地道にそういうことをやっていかなければならないとは思いますが。

記者： 私も全くそれに異存、異論はありませんけれども、しかし、目の前でこうやって現実に、ついおとといもあったわけです。じゃあ、これをどうやってとめるんですかということだと思いませんか。もっと言えば、今回の計画者の1人は、既に9月にもう一回、川崎市で講演をやると言っています。

もう既に被害が繰り返され、またさらに被害が繰り返されようとしている中で、これをどうやってとめるんですかということだと思いませんか。もちろん啓発、教育、そういったことを地道に取り組んでいってやる必要はある。じゃあ、今回の主催者に啓発してくださいよ、教育してくださいよ、川崎市民ですよ。それで、とめられないですよ。そうであるならば、やはり何か違う方策、違うルール、そういったものをつくっていく、そういったことが必要なんじゃないかと思いませんかけれども、いかがでしょうか。

それは、法律もルールも、なければいいにこしたことはないと思いますけれども、でも、現実を見れば、被害者が次々生まれている、次々傷が広げられているという現実を踏まえれば、やはり何らかの新しいルールをつくっていく必要というのが、規制のルールというものをつくっていく必要があるのではないかなと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

市長： この場でも繰り返し申し上げておりますが、法律の趣旨に従って、自治体としてやれるだけの今の作業というのは着実に進めております。

幹事社： ほか、ありますか。

記者： すいません。今の続きの部分なんですけれども、現認はされていないということですが、なので、ちょっとなかなか答えづらい部分もあると思いますけれども、今回、プラカードの中で、おやっと思ったのが1つあって、「上村遼太を忘れるな」というプラカードが、これは実際も動画で上がっているので、皆さんもひょっとしてご確認されているかもしれませんが、これはおそらく事件の加害者の出自などを念頭に置いた文言ではないかと思います。こうした文言がプラカードなどで掲げられることで、やはり本邦外人に対する差別が助長されるおそれがあるとはお考えにならないでしょうか。

市長： ちょっと、上村君の事件とどう、なぜそうなっているのかというのが全く僕には理解できないんですが、何を意図したことなのか。その掲げた人の意図がよくわからないので、ちょっとコメントしようがないんですが。

記者： こうした文言のプラカードがあったということは、市長のお耳には入っていないのでしょうか。

市長： いや、僕は報道ベースで、上村君のことについての、一部、記述しているというのは見ましたけど、それが何をという、ちょっと私には理解しづらかったですけれどもね。

記者： ちょっとわからないということですかね。わかりました。

今後、動画なども含めて検証されるのかと思いますけれども、今回は公的な施設、川崎市の施設というのは、特に使用もされなかったので、使用許可の申請もなかったかと思いますが、いずれ何らかの時点で、今回行われたようなものに関して、市の公的施設の利用許可申請が出た場合には、これを許可するとか、ないしは、これは許可できないというのは、そういう判断を我々に対して示していただくことは可能でしょうか。現段階ではできないと思いますが。

市長： 前回の、どこの施設だったですかね、施設を使って集会をやるといったときも、それについてもこれまでの判断と、それから、今後できるガイドラインの趣旨に沿った対応という形で判断していきたいと思います。

記者： 何らかの形で、市民に対して、報道機関に対して、今回のデモがガイドラインに触れるものなのか、触れないものなのかというのをお示しいただくことというのは可能でしょうか。協議会も今後続いていきますし、非常に今回、重要なケーススタディーになると思うんですね。これはセーフなのかアウトなのか、ざっくり言ったときに、これはすごく市民にとってはわかりやすい1つの例だと思うので、何らかの形で、もちろん今日でなくて構わないので、じっくり検証された後に、ある程度、どこ

かの段階でお示しただけると、これは市民にとってはすごくわかりやすいと思うんですが、いかがでしょうか。

市長： これ、先ほど、映像の検証と言われましたけれども、これは先ほど私がお答えしたのは、映像も1つの参考だということは申し上げました。というのは、自分の、行政として現認していないことについて、複数の、いわゆる参考情報から、これがそうである、それはそうでないというのは、果たして妥当な判断となり得るのかというのは、専門家の皆さんの話も聞いて判断したいと思いますが、ちょっとなかなか難しいのではないかなと思います。

1次ソースがしっかりと、私どもが持っていないことを、周辺の情報だけを集めて断定していくというのは、ちょっと普通の感覚からいうと違うのかなと思います。多少専門の方とも相談したいとは思いますが、今の感覚的にはそうですね。

記者： 条例については今も検討中ということで、結論はまだ当然出ていないと思いますが、事前規制だけじゃなくて、例えば事後規制なんかする場合にも、市の職員が現認しているかどうかというだけで、そこが判断の基準だということになると、なかなか、これ、アウトだとするのは相当ハードルが高くなるのかなと。

市長： そうでしょうね。

記者： そういった場合に、現認以外の情報も含めて判断をしていくというふうに捉えていいんですか。それとも、そこはちょっとやはり慎重にというお考えでしょうか。

市長： いや、それは先ほどの記者さんの話にもお答えしたとおり、どういう形で確認していくのか、判断の材料としていくのかというのは、今後のまさにルールづくりの中で少し議論をしていかないといけないなと思っています。おっしゃるように、常に市役所の職員がそこにいるかと言えば、それはちょっと現実的ではないと思いますので、何らかの、誰が見ても納得感のある形でないといけないと思いますので。

記者： わかりました。

《川崎市長選について①》

記者： あともう一点、すいません、全く違う話で、市長選の話です。先般、自由民主党の川崎市連のヒアリングに市長もご参加をされたかと思います。その場でも幾つかの報道陣、取材をさせていただきましたが、改めて、そこでどういったことを訴えられたかというのと、自民党に対して、今後どういった支援のあり方を、今日の時点で、あのときとまた変わっているかもしれないので、今日の時点でどのような支援のあり方を求めていかれるのかというのを教えてください。

市長： 前提としてですけれども、川崎の発展を考える会の皆さんがリードしていただくという形で、各政党の皆さんと意見交換してはいかがかという話があって、自民党さんもやっていただいたということでありまして、その中で、私としても、今の川崎の現状、それからどういう方向性でこれから市政を進めていかなければならないのかということをお話を15分間、お話をさせていただきました。

特に質疑というのはなかったもので、私から、こういった市政運営をこれからやっていこうと思っていますという話をさせていただいたので、それについて何か支援だとか、そういうふうな話はしていませんし、あちらからもそういうお話しはないというか、今後のことについての意見交換ということでありましたので、意見交換というよりも、私から訴えさせていただいたという形です。まだ何か支援だ云々という話には、現時点でもなっておりません。

記者： ごめんなさい、もう一個だけ。自民党は、とりあえず、まずここで1つお話をされたということですが、ほかの政党や労働組合などにも、考える会のほうで同様な場を求めているとも聞いております。今後、もう既に決まっている予定とかありましたら教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

市長： いや、ほかの政党については、まだ聞いておりませんので、日程等々、少なくとも私はまだ聞いておりません。

記者： 何かお断りされた団体とか政党とかというのは。

市長： いや、それも聞いておりません。

記者： わかりました。ありがとうございます。

記者： すいません、市長選の続きで幾つか。自民党の会合の中では、ちょっと書かせてもらった、社交辞令半分、本音半分だとは思いますが、自民党の皆さんと一緒にあって、チームになって次の市政を前に進めていきたいというご挨拶をされていると思うんですけれども、気持ちとして、市長の場合、政党推薦、とりあえず、今の現時点では求めないというスタンスだと思うんですけれども、政党との距離というんですか、自民党だけなのか、ほかの政党ともどういう関係をつくっていかようとしているのか。政党との関係づくりというんでしょうか、その辺、改めてちょっと、どういうお考えをお持ちなのか。

市長： これまでも申し上げているとおり、政党、あるいは会派を構成している議員の皆さんというのは、市政を前に進めていく上での大切な、あるいは重要なパートナーでありますので、そういった意味で市政の方向性というのを、課題を共有し、一緒

に議論を闘わせることによって前に進めていくという意味では、幅広く方向性を共有することは大事だと思いますので、そんな意味から、どこにでも、誰にでも、私は自分がどう考えているのかということについては、どの政党にも、どこかに限らず、そういう機会があれば、ぜひ訴えをさせていただきたいと思うし、それを一緒に進めていきたいという気持ちはございます。

一方、推薦だとか云々だとかという話は、ややテクニカルな話でありますけれども、非常に政党って難しいなと思ってしまして、僕は、政党とは一定の距離感がすごく大事で、重要なパートナーでもあるけれども、一方で緊張感のある関係というのは常に大事だと思います。

そういった意味で、どういう形が一番市政を前に進める、建設的な議論を進めていく上で望ましい姿なのかというのは、お互い考えていかなくちゃいけないのではないかと思います。それは模索していきたいと思います。

記者： それというのは、その関係というのは、例えば都議選が前ありましたけれども、東京都議会だと、小池知事と第一党になった都民ファーストという関係があったりすると思うんですけれども、あれはもちろん知事の政策を、首長の政策を支えていくという関係だと思うんですけれども、多分そういうことではないんでしょうね。

市長： そうですね。

記者： あくまでも二元代表ということ踏まえながらの関係ということですか。それも1つ説明いただければ。

市長： というか、おそらく、僕の時代認識ですけれども、これからやっていく市政の課題というのは、対立をあおったり分断をつくったりとかということではなく、非常に高い社会のハードルという課題について、みんなが方向性、これが課題だよということについて、みんなで協力していかなくちゃいけない。でも、協力の形というのは、決して追従とか、誰かにおもねるという話ではなくて、非常に建設的な議論を闘わせることによって前に進めるということが望ましい姿だと思いますので、そういう形というのが一番僕は望ましい、議会と、あるいは首長の関係、あるいは政党との関係だというふうには思っていますので、それが、理想と現実というのは必ずしも全部一致するかといったら、そうではないこともわかりますので、そのあたりは、どうやったら一番いい形になるんだろうかというのは、相手のあることでもありますけれども、それを模索していく努力はしていきたいと思います。何よりもその目的は、進むべき方向に、しっかりと具体的に施策を一つ一つ前に進めるということだと思いますので、そこはできる環境をつくっていくことだと思います。

記者： そのできる環境をつくっていくということについて、推薦を受けるという、それはやっぱり受けないという考えなんですか、改めて伺いますが。いろいろ、時点時点によっていろいろ変化するものだと思いますが。

市長： そうですね。基本的に推薦を求めるということは、今でも思っておりません。求めることは、するつもりはありませんけれども、それというのはこれまでも言ってきたとおり、一定の、政党の推薦というのは非常に重たい話でありますので、そこはどのような形がいいのかというのは、模索していきたいとは思いますがね。

記者： 推薦を、じゃあ、受けることはないということで、そこまで受け取ってもいいですか。

市長： まあ、現時点でそういう話になっていないですからね。というか、お互いの話で、政党からもそういう話はありませんし、私もこの場で言っているとおり、みずから求めていっている立場ではありませんので。

記者： おそらく推薦を受けることはないんだろう、ないのではという受けとめでよろしいですか。

市長： というか、その段階まで話が行っていれば、そういう話もあり得るんだと思うんですが、現時点でそういう話って、どこの政党にもそんな話はないので、何か、私が片思いみたいな話になってもおかしい話ですし。

《競輪訴訟敗訴判決について》

記者： ごめんなさい、ちょっと話、別なんですけど、先週、競輪訴訟、川崎市が県競輪組合に賠償請求をしていた、これが棄却されたということで負けてしまったわけなんですけども、これに対して、市長、当日に、早急に判決内容を分析して、弁護士と協議した上で対応を検討したいということなんですけれども、この判決の受けとめと、今後の対応について、改めてお聞かせいただければと。

市長： 実は、あの時点から特に前に進んでいることはなくて、今後、弁護士と検討した上で、今後どうするかというのは検討していきたいとは思いますがけれども。

記者： 率直な感想はどうですか。

市長： 前回、小田原の訴訟が同趣旨のもので敗訴になっているという結果がありましたので、この可能性はあるなどは見ておりましたけれども、厳しい結果だったとは思っています。

記者： わかりました。

《川崎市長選について②》

記者： すいません、また市長選に戻るんですが、先ほどの自民、公明、民進と、あと地域連合川崎との意見交換というのは、これからあり得るとのことなんですが、先ほど、市長はいろんな市政を進めていくためのパートナーであるというお話、日々、特に市議団の方々がそうなんですが、現時点では、市長としては、それぞれ、例えば考え方的に、政策的に大きな差があるのか、今出た4つの団体、政党等なんですけれども、そのあたりをちょっとお聞かせ……、要するに大きな考え方の違いがあるのか。それとも、各論は違うけど……、あ、同じ質問か。各論は違うけれども、大きな見方というのは同じとっていらっしゃるのか、そのあたりをお聞かせください。

市長： このおよそ3年半というか4年近く市長を務めさせていただいている中であって、川崎市が置かれている課題だとか、今後目指さなければならない方向性というのは、おそらく、ある意味、全ての議員の皆さんが共有しているのではないかと思います。

ただ、その手法についてはさまざま議論があるのは当然で、大きな方向性については、みんな大体そうだなとっていただいている部分というのは多いのではないかと思います。ただ、これまでの議会の議論の中でも、いや、こっちの手法のほうがいいんじゃないかとかという手法論については、さまざま議論があって、それは私どもとしては健全な姿だと思いますし、いいご提案をいただいたものについては、しっかりと受けとめさせていただいて、その方向に進めていくと、これが大事だと思っていますし。お答えになっていましたでしょうか。

記者： わかりました。関連なんですけれども、そうしますと、これから、この前も既に自民党さんとの意見交換というか、政策をお伝えしたりしていましたがけれども、全て終わったところで、これは今後の話になると思うんですけれども、ある程度一致点が見出せればそれは取り込んで、市長の政策に反映させていくということは、当然あり得るといふふうには受けとめてよろしいのでしょうか。

市長： というか、この選挙だけに限らず、基本的に今までも議会からのご提案、ご質問に関して、私どももご指摘のとおり、あるいはご提案というのが、そうですねというものについては、これまでも取り込まさせていただいてきたと思いますし、これからもそういうふうな形で進めていきたいと思っています。それが健全な二元代表のあり方なんだと僕は思います。ですから、こちら側が提案しているものを全部のんでくれないきゃ嫌だみたいな、そんな話はないでしょうと。それは、議会からの指摘だとかというのは、常に、私自身も市民と接していますけれども、議員さんたちも、それぞれ

の会派の人たちも、地元活動の中でいろんなものが見えてきているので、そこは議論を闘わせて、どういう手法でやっていくべきかというのは、それはお互いの議論の成果というのを市民の最大の幸福のところにつなげていくということだと思いますので。

記者： それは、やっぱり今、検討されているマニフェストとか、そういったものにも入っていくこともあり得るのでしょうか。

市長： そうですね、それはそうだと思います。

記者： ありがとうございます。

《大師幼稚園園児の死亡事例について》

記者： 大師幼稚園のこと、その後、何か例えば警察とのやりとりの中で、進捗というのはありますか。

市長： その後、新たな情報として、もたらされている情報というのは、私のところにはございません。

記者： わかりました。

《リニア残土について》

記者： すいません、東扇島の堀込部の埋立事業についてなんですけれども、リニアの、発生した土砂を使うことを検討されているといったことが、話を聞いたんですけれども、そこでJ R東海に聞きまして、J R東海は埋め立ての土砂の運搬費用だったり、そういったもろもろにかかる費用を、川崎市とJ R東海でそれぞれ分担して事業を進めることができないかと考えているということをお話しておきまして、一方で、川崎市の港湾局は、土砂の受け入れ量に応じてJ R東海に費用分担を求めるといったことを話しているんですけれども、双方で費用分担についてちょっと話にずれというか、そごが生じている中で、市長はこの事業において、埋立土砂について、もし受け入れるのであれば、費用分担はどのようにお考えか、お聞かせください。

市長： 記者さんがJ R東海さんとのどういう、今ちょっとその結果だけ初めて聞いたわけなので、非常に微妙なやりとりですので、現時点、この場でのコメントは控えさせていただきたいと、非常にデリケートな話でもありますので、コメントは現時点では控えさせていただきたいと思います。済みません。

記者： ありがとうございます。

《ヘイトスピーチについて②》

記者： 繰り返して、ちょっと済みません。

市長： いえいえ、どうぞ。

記者： しつこいようで申しわけないんですけども、先ほどの記者さんが質問されたプラカードの件ですけども、ちょっとそれだけだと不十分で、要はあのプラカードというのは、被害者の方の顔写真に容疑者の顔写真が並んで張りつけてありました。被害者の子供の名前が書いてあって、何々君を、何々を忘れるなど書いた下に、川崎を取り戻せというふうに書いてあるんですね。これは、これが事実だということを言っているわけではなくて、ネットの中では容疑者が、犯人ですね、犯人の出自を挙げて、したがって、在日外国人はこういうことをやるんだということをさんざん言われているわけですね。それが彼らの中では共通の認識になって、これは事実である等々とかということを行っているんじゃないですよ。それが彼らの中で認識になっているわけですね。

つまり、それをあそこに掲げて発しているメッセージというのは、それはやはり川崎の外国人を排斥するものが、川崎に住んでいる外国人をおとしめるものだというメッセージ以外にはないわけですよ。それが人権侵害でないはずがなく、それは大変な人権侵害だと思うんですけども、あるいは、ほかの例を挙げれば、法務省がつくっている「ヘイトスピーチ、許さない。」というポスターがありますよね。今回もこのヘイトデモにあわせているんなところに、武蔵小杉の駅の周辺に皆さんが張って、職員の方が張られていたと思いますけれども、それを改ざんしているわけですね。どういうふうに改ざんしているかということ、その冒頭に、「本邦外出身者へ告ぐ。日本人に対する」というふうな文言を加えて、日本人に対してのヘイトスピーチ許さないと言っているわけですね。これはどういうメッセージかということ、まるで民族的少数者、マイノリティーの人たちが日本人を差別しているということを前提にして、それを許さないと言っているわけです。これは、そんなこともできるはずもない立場の人たちが、そんなことをしているというそをついて、それを非難しているわけですね、攻撃しているわけです。それは、つまり排斥のメッセージですね、侮蔑のメッセージですね、それ以外ないと思います。

先ほどものぼりの話もしましたが、それを受けて、市長は先ほどそれがどういうものかよくわからないというふうにおっしゃいましたが、そのメッセージは、それは市民の人権を守るという立場の首長の見解としてはふさわしくないと思いますけれども、今、改めて、ちょっといろいろ私、申し上げましたが、その確認のしようがないとかと言うのかも、難しいのかもしれませんが、当事者は少なくともそういうふうにとめております。その状況を踏まえて、改めてご見解をお伺い

したいんですが。

市長： うーん、ちょっとこのプラカードがどうだとか、あるいは、どのあれがそう
だというのを、そのことに一つ一つ見解を述べるというのは控えたいと思います。

記者： ただ、これまで私も書いてきたのを見られているかどうかわかりませんが、
繰り返しになりますけど、全体の流れですよ、全体、どういう狙いで、彼ら
が何をして、当日何をしたか、それがどういう効果をもたらしているのかというこ
とをきちんと把握する必要があると思うんですね。もし、今現時点で、それを言うのは
難しいということであるならば、少なくとも当日に職員が現地で現認できなかったと
いうことだけで終わらせるのは、大変まずいと思います。もっと言えば、現認できな
かったのは、それだけ体制が不十分だったということのあらわれですよ。それをも
って、ここでやはり何があったのかわからないではなくて、きちんと調査をする、一
体あの日、何が行われていたのかということ調査をする、そのための情報収集をす
る。映像のことをさっきおっしゃいましたが、そうでないならば、例えば協力が得
られればですよ、これは証言するだけでも大変な苦痛を伴いますから、でも、許
されるのならば、当日、その場にいた被害者の方にヒアリングをする、まず協力が得
られればですけども、そういったことをして、一体あそこで何がなされたのかとい
うことを、もう少し情報を集めて判断をする、そういう必要性があると思います。

なぜ必要性があるかというふうに私が言っているかという、さっきも繰り返し言
いましたけれども、もう一度彼らは集会をやると言っているわけです。もう既に、9
月にやると言っていますけども、その時点で大変な恐怖を当事者の人たちは感じてい
ますよ。脅威を感じている。この現実をやはりきちんと見つめるべきだと思うんです。
見つめてないとは言いませんけれども、そういったことをきちんと捉まえていく必要
があると私は思うんです。起きることの重大性は、市長ももちろんご認識されてい
ると思いますけれども。

市長： 1つは、先ほどお答えしましたように、これからはなんですけども、市の
職員が現認していないからといって、なかったというふうに、たとえあったとしても
ですよ、仮の話ですけども、現実的にヘイトスピーチが行われたとする。それを市
の職員が見ていなかったから、なかったというふうに言えるとは言えないと思います。
ですから、どういうふうにそれを認定していくかというのは、これはしっかりとした
ルールづくりが必要だというふうに申し上げたとおりですね。ですから、現時点では、
起きたことですから、起きたというか、過去の、16日の話でありますから、実際には、
私どもの職員では現認していないと。ですから、参考の情報として、報道も含め、

いろんな映像も含め、情報収集というのはするということは大事だと思いますし、しっかりとしたルールづくり、どういう認定の仕方があるのかというのは、専門家の意見も聞きながら体制を整えていきたいとは思っています。

記者： そういう意味では、市としては今回の件を1つの、これからいろんな対策を進めていく上での課題となるケースだというふうに捉えられているということでしょうか。

市長： 実際、法務省もそうですし、警察も、いわゆるデモが行われるということで、こういうふうな、多少混乱が起きるような形になっているわけですから、そういった意味で、今後の何らかの、いろんな意味での参考になるということは、それはそうだと思います。

司会： よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして終了とします。ありがとうございました。

市長： はい、ありがとうございました。

(以上)

この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室報道担当

電話番号：044(200)2355